

地域活動支援センターの概要（一部地域生活支援事業（必須事業））

目的・特徴

- 障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会を提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する障害者総合支援法上の施設。（障害者総合支援法第5条第1項25号）
- 地域の実情に応じ、市町村が創意工夫により柔軟な運用、事業の実施が可能。

実施主体・対象者

・実施主体：市町村 ・対象者：管内市町村の障害者

事業内容

1 実施内容

基礎的事業として、地方交付税措置により、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を実施。10人以上の人員が利用できる規模とする。

基礎的事業に加え、機能強化を図る場合に、地域生活支援事業として「地域活動支援センター機能強化事業」として実施。

2 実施形式

実施主体である各市町村の判断により地域の特性や利用者の個々のニーズや置かれた状況に応じ、柔軟な形態で支援を実施。